

平成 23 年 7 月  
農 林 水 産 省  
消費・安全局動物衛生課

## サンマリノの口蹄疫等清浄国認定に係る リスク評価の概要について

### 1. 背景

- (1) 我が国は、家畜伝染病の侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫等の発生地域（輸入禁止地域）を定め、当該地域からの偶蹄類の動物及びその肉等の輸入を禁止している。
- (2) 今般、これまで未評価であり、輸入禁止地域に分類されていたサンマリノから、豚肉加工品について輸入解禁要請があったことから、リスク評価を実施し、輸入禁止地域から除外することとしたい。
- (3) なお、同国の清浄性については、同国と一体的に家畜の移動等が行われているイタリアの清浄国認定の際に確認済みであるため、今般、家畜衛生体制について評価を行った。

### 2. サンマリノの家畜衛生体制等に関する情報

#### 【地理的状況】

サンマリノは、イタリア中北部に位置する内陸国であり、国の周囲はイタリアに囲まれている（人口約3万人、国土面積61.2Km<sup>2</sup>で山手線内側面積よりやや小さい）。

イタリアとの国境に境界は設けられておらず、空海港もない。

#### 【獣医組織体制】

家畜衛生当局は、衛生省予防局公衆衛生部動物衛生・公衆衛生課である。地方組織は存在しない。

#### 【家畜衛生に関する主な法規等】

家畜衛生全般に関する法規、口蹄疫等の重要疾病の発生予防・まん延防止に関する法規等がEUの法規に準じて整備されている。

#### 【畜産業の状況】

2010年の家畜の飼養状況は次のとおり。牛（1,250頭、28戸）、豚（98頭、22戸）、めん羊・山羊（157頭、11戸）。

#### 【食肉関連施設の管理措置】

国内に1施設あると畜場はEUの認可を受けており、獣医官によると畜前後検査等の措置が講じられている。

食肉処理施設は国内に2施設あり、いずれもEUの認可を受けており、獣医官は定期的に施設を確認し、輸出証明書を発行する。

### 【家畜疾病の発生状況、サーベイランス及び診断体制】

過去10年間、牛疫、口蹄疫、アフリカ豚コレラ及び豚コレラの発生はない（口蹄疫の最終発生は1961年、他は国内発生なし）。

なお、異状が発見された場合、検体は速やかにイタリアの家畜衛生研究所に送付され、確定診断が実施される。

### 【家畜疾病の防疫措置及び検疫】

異状が認められた場合の通報体制、感染疑い農場での対応、疾病確定時の防疫措置等の国内防疫対応が可能な体制が整備されている。

また、国外で重要疾病が発生した場合は追加の検疫措置が実施される。（通常時はサンマリノ・イタリア間の移動は自由）

## 3. 総合評価

- (1) 家畜衛生体制に関しては、組織、法制度ともに口蹄疫、豚コレラ等の重要疾病の発生予防や発生時の防疫対応が可能な体制が整備されている。
- (2) 重要疾病のサーベイランス及び通報体制等が機能しており、輸出検疫、証明等の対応にも問題はない。
- (3) イタリアの清浄性確認時にサンマリノにおいても疾病の発生がないことを確認して以降、悪性の家畜伝染病の発生がない。

以上のことを踏まえ、サンマリノを口蹄疫、豚コレラ等重要疾病の清浄国として認定し、豚肉等の輸入を認めて差し支えないものと考えらる。